

健増第1115号
高生第326号
建第10-299号
令和2年12月25日

各関係施設等の長様

鹿児島県くらし保健福祉部
健康増進課長
高齢者生き生き推進課長
介護保険室長
鹿児島県土木部
建築課住宅政策室長

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染防止対策等の
再徹底について（通知）

本県の高齢者福祉行政の推進につきまして、日頃より御理解、御協力をいただき、深く感謝申し上げます。

各施設等におかれましては、新型コロナウイルス感染防止対策について、国や県の各種通知等に基づき適切な対応をいただいております、重ねて感謝申し上げます。

さて、最近の感染状況については、12月に入り、徳之島の会食の場等や出水市の学校、鹿児島市の接待を伴う飲食店、鹿屋市の大学サークル活動でクラスターが発生し、一日の県内での最多感染者数を更新するなど、一時、感染が拡大いたしました。

また、感染経路不明の感染者が増えており、新型コロナウイルスの感染が身近なことになってきて、いつ、どこで自分が感染するかもしれない、あるいは無症状のまま、周りの人うつすことがあるかもしれない、という状況にあることを県民の方々、それぞれに自覚していただき、うつされない、うつさない、そのための基本的な感染防止対策を行っていただく必要があります。

このような状況で、医療機関における負担感は、強くなってきていますが、感染者には軽症や無症状者が多く、医療提供体制が逼迫している状況に至っていないことなどから、県としては、警戒基準によるステージについては、ステージⅡの段階にあると判断しているところです。ただし、今後の状況変化によっては、ステージを引き上げることもあり得ることから、引き続き、緊張感を持って注視してまいります。

県では、昨日、「年末年始における新型コロナウイルス感染防止対策の県民の皆さまへのお願い」（別添資料）として、知事メッセージをお伝えしたところです。

皆様におかれましては、下記の事項等に留意してくださるとともに、これまでの通知を再確認していただき、改めて貴施設等における感染防止対策を徹底するようお願いいたします。

なお、通所介護、老人短期入所事業所等を併設されている施設等におかれましては、各事業所への周知についても併せてお願いいたします。

記

1 職員における感染防止対策と体調管理の徹底

職員には、改めて、三密を避ける、マスクを着用する、しっかり手洗いをする、人と人との距離を確保する、発熱症状など体調不良の場合は休んで、かかりつけ医や受診相

談センターに電話で相談の上、診察・検査を受けるなど、基本的な感染防止対策を徹底すること。

また、発熱などの症状があるにもかかわらず、出勤してクラスターの発生につながった事例の報告もあることから、職員は各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状がある場合は出勤を行わないことを徹底すること。

2 積極的な検査について

利用者や職員に発熱症状などがある場合には迅速に検査を行い、一例でも陽性者が発見された場合には施設内の検査を徹底すること。

※ 「新型コロナウイルス感染防止対策等の再徹底について」（令和2年12月11日付け通知）の1も併せて御確認下さい。

（問合せ先）

鹿児島県くらし保健福祉部

健康増進課感染症保健係（担当 鶴菌）※検査に関すること

電話：099-286-2724

高齢者生き生き推進課施設整備係（担当 池田）

電話：099-286-2703

介護保険室事業者指導係（担当 中間）

電話：099-286-2687

鹿児島県土木部建築課住宅政策室

住宅企画係（担当 上之園）

電話：099-286-3740